

# 東洋史研究

第二十三卷 第二號 昭和三十九年九月發行

## 劉宋の司馬飛龍の亂をめぐる一考察

宮 川 尚 志

—

中國古代末期から中世初葉にかけて、顯著な歴史的・社會的役割を演じたのは流民の起事である。黃巾の亂や、劉・石を始めとする五胡の侵入も、その底流には産業を失い、他郷・他國に流亡した群集がある。晉の南渡前後の江南・嶺南の多くの兵亂や、少し早く巴蜀に成（漢）を建てた巴氏李氏の活動はもともと明らかに流民を主體としている。<sup>(1)</sup>

後漢の統一はその中に多くの異種族を包含しており、彼らの漢化の程度にも差等があった。言語・習俗を異にした彼らを結集し、ときには土着民とも一致して官憲に抵抗させたのは宗教・政治的權威を具現したカリスマ的人格を中心にする連帶精神であり、彼らを驅りたてたのはみじめな生活を抜けだし良い社會を見出だそうという關心・要求であった。彼らの破壊活動に脅威を感じ、武力鎮壓に出た貴族・豪族の連合勢力に對抗するこれらの反亂指導者の意識には、長年の儒教の感化で培われた權威主義が、儒教のわくからははみでた道教やこれより古い民間信仰の觀念形態にまつわりつき、流民

集團の中にも傳統的な階層秩序を持ちこんでいた。<sup>(2)</sup>

魏晉の過渡期の混亂が小康をえて、桓温の北伐や淝水の戦の後、江南が北方勢力にただちに屈服するものでなく、江南貴族政權が相對的に安定であることが明らかになった。江南を永住の地と定めたからには、土地の開發促進と財政確保が重要であると氣づいた爲政者や軍閥により積極政策が推進されると、そのしわよせを受けた東南海岸の農・漁民は孫恩・盧循の天師道徒の反亂に（三九九—四〇二、四一一）参加し、戦線は長江中流から嶺南・ウートナムに及んだ。三四七年、桓温が回復した成漢の故土、四川省は一時前秦に陥り（蜀・江陽のみ。三七三—三八三）のちに譙縱が反亂（四〇五—一三）を起し潛かに盧循に通じたといわれる。北府系統の精兵をひきい陸海の征戦をつづけ、江北にまで兵威をかがやかした宋の武帝劉裕の遺業をつぎ、元嘉の治を出現した文帝も、その昇平のかげに巴蜀における六年にわたる反亂を経験せざるをえなかった。これが本論で扱おうとする、いわゆる司馬飛龍の亂である。

蜀漢の故土益州は西晉では梁・益・寧三州に分かれ、梁州治漢中には東晉の時、南秦僑州がおかれ、宋では梁州刺史が南秦州を兼ね領した。なお上述四州は荊・雍等の州とともに東晉以來ずっと荊州都督に隸し、長江上流にわたっていた。<sup>(3)</sup>

譙縱の亂の起りは益州刺史毛璩が蜀兵をして桓玄の餘黨討伐のために外征させようとしたことである。またこの際漢中に氐王楊盛の勢力がのび、姚興が成都王を自稱した譙縱を蜀王に封じたような北方政權の干渉もあった。また益州の營戸李騰がこの亂に参加した。<sup>(4)</sup>つまり蜀土著人の自閉的自主性、これと逆に蜀に強制移住された軍戸の不満という要因が數えられるが、これはそのまま司馬飛龍の亂にも再現する。

本論では「司馬飛龍の亂」という名でよぶが正確に言えば最初この名を稱した流民許穆之が起こした軍事行動と、彼があっけない戦死ののち、少し間をおいて彼がなお在世するかのように宣傳し衆を集めた廣漢郡伍城（五城・今中江縣東）縣民趙廣の反亂、やがて後、死んだ司馬飛龍の替玉にされた道人程道養（改名して司馬龍興）を推戴した趙廣・張尋らの亂をあわせ呼ぶことにする。<sup>(5)</sup>

なおこの亂の發起にあずかつて力あつたのは前記、楊盛の孫、難當(四二九—四三二在位)である。氏族楊氏が後漢末から南北朝まで數百年間、今の甘肅省の東南邊、成縣の西、西漢水上流の山地、仇池山を根據とし、甘・陝・蜀三省の交界を領し、南北兩朝の間に巧みに保身の途を講じ、十六代三百五十年にわたる半獨立國を建てていたことは忘れてはならぬ。これまでに司馬飛龍の亂についてはもちろん、氏楊氏(仇池王・武興國)の活動について概説書は別として、專論したものがない。これはむしろ意外の感がある。

さてこの亂の記事は宋書四五・劉粹傳附劉道濟傳(また南史一七)が詳しい。唐の許嵩の建康實錄卷一二は誤脱多くあまり役立たないが、資治通鑑宋紀を利用して、まず事件の骨組を年月をおい述べておこう。

## 二

- (1) 東晉末、仇池の楊難當のもとに投じた四方の流民に許穆之という者あり、晉の宗室と自稱し、司馬飛龍と改名した。
- (2) 元嘉九(四三二)年、楊難當は宋の益州刺史振武將軍劉道濟(四二九着任)が綏撫和を失うと聞き、飛龍に兵力を與え蜀に侵入させた。飛龍は綿竹(德陽縣北)で蜀人千餘を招き合し、巴興(遂寧郡屬。今の蓬溪縣西)縣令王貞之を殺し、陰平(德陽西北)太守沈法興を追うた。道濟は軍を遣わしこれを討ち斬った。
- (3) 九年、伍城縣民、趙廣・帛氏奴は私怨と猜忌により縣民を扇動し、「司馬殿下はなお陽泉(綿竹縣)山中にいます」と言いふらし、數千人を集め、廣漢(郡治は雒)で州兵五百を破った。巴西(涪に寄治する梁州の僑郡)の人、唐頰これに應じ涪城(梓潼郡治涪縣。今綿竹縣)を陥れた。巴西・梓潼・南漢中(益州の僑郡)・涪陵・江陽・遂寧の各太守は城を棄て走り、蜀土の僑舊俱に反した。

(4) 九年九月、趙廣は道濟を成都城にかこんだ。司馬飛龍の名のために馳せ參じたのにその姿を見ないので疑いだした兵衆を安心させる必要が生じた趙廣は、陽泉寺に司馬殿下を迎えにゆくと三千人を從え羽儀を備え出發した。陽泉寺の道人

(沙門) 庖宰(甘肅導河縣)の人、程道養を脅迫し、「これ飛龍なりと言わば則ち坐して富貴を享けん。従わずんば即日すなわち斬らん」と言い承諾させた。道養は蜀王と稱し泰始元年と僞年號を立てた。その他官屬を置いたが、別表のごとくである(六頁)。

(5) 道養を奉じ成都に還り包圍を續行した。兵力は數萬から十數萬にふくれ上った。道濟はさきに吳兵三十六營を免じ平民とし宋興・宋寧二郡を立て、商賈を招集しおよび道俗の奴僮を免じ東西の勝兵四千人ばかりで城を守った。賊軍は道濟に向かい、州の行政の實際上の責任者費謙・張熙の身柄引渡しを要求、かなえられたら解散すると言った。

(6) 九年十一月。成都攻防戰なお續く。中兵參軍裴方明(のち梁州刺史)は賊營の積集した軍需を燒いた。參軍梁雋之は賊黨楊孟子を誘い歸順し内應を約させたが、この密謀が發覺し、晉原(成都の西。崇慶縣東)郡に戰線がのびた。しかし方明は連戰して賊に打撃を與え、道養は廣漢に、趙廣は道養の弟長沙王道助の據る涪城(今の綿陽縣)に退いた。兩者の兵力合して一萬二千に減っていた。

(7) 九年十二月末。成都城中食盡く。さきに別駕張熙が太倉の穀を城内人民に拂下げたため包圍三月で食糧が底ついた。食を求めて出撃した裴方明が敗れ還り、道濟がなけなしの食を供し涙の對面をするという一幕がある。道濟はすでに病氣にかかつており、中央軍(臺兵)の來援を待った。賊は方明戰死のデマをとばしついで道濟病死のうわさが城内に流れた。しかし參軍梁雋之らの計略で財物を投じ志願兵を募り、人心を安定させ、應募者日に千餘もできた。

(8) 十年(四三三)二月。刺史劉道濟病死。梁・裴の二參軍は秘密のうちに彼の死體を居室(齋)後に葬り、遺族にも死を知らせず、彼の教命と詐り文書に答えた。程道養は成都の毀金橋で郊天の禮を行ない登壇したが、方明はその軍を大破し、廣漢縣に敗走させた。

荊州の都督・刺史臨川王義慶(四三二—三九在任)は巴東太守・督巴西等五郡諸軍事周籍之(前寧州、後の益州刺史)兵力二千を派し、成都を救わせた。彼は方明と合體し、郫縣(成都西北、今同名)から廣漢縣にわたる百餘の賊營を破り、趙廣

は廣漢を棄て涪江にそい北の伍城・涪縣を保った。

(9) 十年四月。官軍が有利になった。道濟のため發喪。それとともに亂の原因となった地方官の失政を糾弾する空氣が生じたらしく、梁・南秦二州刺史甄法護は刑政治まらず、氐羌の和を失ったかどで免官。處分中の蕭思話を復權させ後任とした。<sup>(9)</sup>

(10) 十年五月。官軍勝利。方明は涪城を進撃、張尋・唐頻を破り、司馬龍仲こと程道助を捕斬し、趙廣ら逃散した。七月、益・梁・寧三州に曲赦。益州に宋寧・宋興二郡を置く。(本紀。註(10)参照)

(11) 十年九月。九年十一月の發令後、ほとんど一年目に新任刺史甄法崇は成都に入城。<sup>(11)</sup>責任者費謙を誅した。張尋は南陰平縣を攻め、道養を奉じ二千餘家をつれ、鄭山(遂寧西)にこもる。その他の賊も山谷にかくれゲリラ戦に移った。

(12) 十二年(四三五)八月。益州に南晉壽・南新巴郡を立て僑流を安置した。<sup>(12)</sup>九月、蜀郡賊張尋が寇をなした。<sup>(12)</sup>

(13) 十三年六月。將軍蕭汪之は道養を郪江口に敗り、帛氏奴は司馬飛燕を殺し降服。

(14) 十四年(四三七)四月。周籍之、益州刺史となる。趙廣・張尋ら部曲をひきい歸降。賊將王道恩、鄭山に逃げこんだ道養を斬り首を送ってきた。餘黨ことごとく平らぐ。

(15) 十六年(四三九)十二月。降服後、京師に移されていた趙廣・張尋は國山(江蘇宜興縣南)<sup>(15)</sup>令の司馬敬琳と謀反を計り伏誅した。

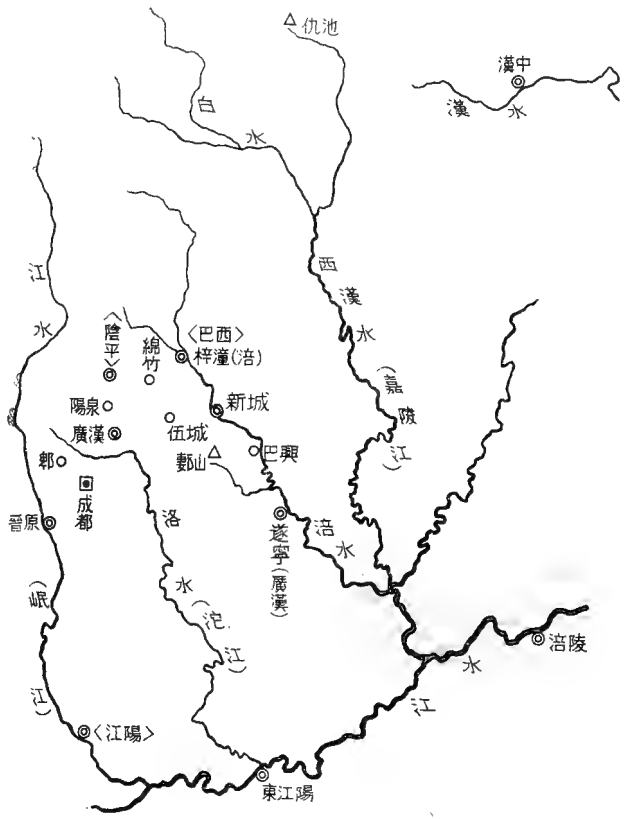
### 三

この反亂の概略を述べたが種々な關連ある問題を検討するの必要を感じる。まず司馬飛龍の姓名を問題にしよう。漢の赤眉賊が劉盆子を奉じ、彌勒佛下生と宣傳した元の韓山童も宋の徽宗の子孫とかつがれ、清代に朱姓を名のる會黨首領はあとを絶たなかった。東晋代またそれ以後も江北六夷の境で威光のあった司馬帝室の姓と、この亂初發のスポンサーの感あ

### 反亂軍人物官號一覽

蜀王・車騎大將軍・益梁二州牧 司馬龍興(程道養) △  
 長沙王・驃騎將軍・秦雍二州刺史 司馬龍仲(程道助) ×  
 衛將軍 司馬飛燕 △ 前將軍 嚴 遼 ×  
 僕射 蔡 滔 × 輔國將軍 王道恩 ○ ?

鎮軍將軍 趙 廣 ○ 秦州刺史 張 寧  
 征虜將軍 帛氏奴 ○ 同 上 趙石子 ×  
 鎮北將軍 梁 頰 ○ 梁州刺史 杜 承 ×  
 官號不詳 張 尋 ○ (本文参照) ・唐頻・袁玄子 ×  
 ○印降服。×印戰死。△印味方に殺さる。



### 司馬飛龍の亂關係地名

■は益州治。◎は郡名。その下の( )内は郡治の県名。○は県名。△は山名。< >は僑郡。河川名の( )内のは今名。

る氏楊氏の動きを調べてみよう。  
 宋書九八・丘胡傳によると、  
 先是四方流民有許穆之・郝恢之二人、投難當。並改姓爲司馬。穆之自云名飛龍。恢之自云名康之。云是晉室近戚。康之尋爲人所殺。  
 と、元嘉九年の侵入の記事に先立ち述べる。一方、劉道濟傳には、

初有司馬飛龍。自稱晉之宗室。晉末走仇池。

と記す。改姓は仇池の楊氏に投じた以前のことか。以後であるか。また何時、仇池に至ったか。

清の周濟はその晉略三六に、晉書には專傳を立てない楊氏のための列傳をかけた、

西晉之衰、唯涼州終守臣節。仇池内附、涼使得通、雖割據彈丸、抑亦梁益之門戶也。強弱遞更、委質僭竊、勢非得已。

と好意的に論じている。宋書氏胡伝等で見られるとおり、楊氏は南北亂離の際に保身に汲々とし兩面外交にさおさした。

東晉の威が江北に及ばないと見るや、前趙・成・後趙に朝貢した。その後、同じく前漢白馬氏の後である略陽・臨渭

(甘肅秦安縣東南)の氏苻氏が勢力をうるとこれに従い、苻堅の敗亡後も、武王楊定(三八四―九四在位)は前秦に忠誠を誓

った。また晉の孝武帝は彼のため仇池郡を立て(三八五)天水略陽をも勢力下においた。彼が乞伏乾歸に滅ぼされたあと

彼の從弟、惠文王盛(三九四―四二四在位)は四山の氏羌を二十部護軍の鎮戍に分治する軍制をしき、北魏・東晉のほか後

秦にも從屬し、宋の武帝からは武都王に封ぜられた。彼は子の女(孝昭王。四二五―八在位)に向かい、「吾年已老。當爲晉

臣。汝善事宋帝」と遺言していたが、女は宋の武都王を襲撃した元嘉三年になって、宋の正朔を奉じた。女は善く土を待

ち流舊の懐く所となると言われるが、漢中を守る兄の子楊撫を除いたような内紛もある。女死して弟の難當は玄の子、保

宗を廢して幽閉し、自分が位を嗣いだ。難當は義熙元年(四〇五)人質になり後秦姚興のもとにいたことがある。ときに

晉の宗室で後秦に逃げた者に司馬國璠・叔璠兄弟、ついで休之があり、これら有能な晉の宗室の人物の聲望は江北でも高

かった。許穆之らが宗室と僞稱したのはそのためであり、その時期は晚くとも元嘉三年以前、おそらく楊盛在位中の晉末

のことであらう。

難當の代に楊氏の内紛あり、司馬康之と稱した郝恢之も人に殺されたが、飛龍も身の不安を感じ、難當もまた宋との關

係で彼を扱いくなくなった。元嘉九年にたまたま仇池はききんで梁益は豐作であった。しかも東晉の地方政治は二州とも

に亂れていた。難當は一石二鳥を策し、飛龍に兵力を與え、宋の領内で食を求めんとする流民がおそらく馳せ參じた。し

かし飛龍はあえなくも討伐をうけ死んだ。「前述のごとく難當はこの期に漢中に出兵したが、元嘉十四年(四三七)に上表謝罪した中に、「前任刺史の甄法護(四三〇—三三在任)が、臣が飛龍をして西蜀をさわがせたというのは誣言である。

宋廷に申し開きのため派した使者は宋軍に殺され、臺軍の討伐をうけたが、氏氏の兵は秦州の流民で戦意はなかった」と述べ、「臣は歴代、藩を守る。……あに妖妄に假託し成功を毀敗せんや」と言う。

飛龍の行動が妖妄と形容されているが、のちに沙門を名目上の首領にかついだような宗教性が當初から存したのか明らかでない。

飛龍という名はいかにも天位を窺視する者の好みに合うようだが、楊難當の祖先に飛龍という者あり、西晉武帝から征西將軍を假せられ略陽に遷り居た。彼の外甥で漢人令狐氏の子戊搜を養子とし、彼のころから關中の士民で彼の根據たる仇池(百頃)山に流寓する者がふえた。つまり許穆之の改名は司馬帝室の威光と楊氏の祖先の名聲を合わせ獲たのである。

東晉末に江北に亡命した司馬氏一族は少くない。彼らのある者は蠻中に入り、沙門に身をやつし盜賊の群に投じた。晋代諸王のれっきとした子孫のほか素姓明らかでなくまた僞稱の者も混っていた。

江北では胡族同士で支配・屈從の關係が錯綜し、有力な胡族が人材を司馬氏宗室や一般漢族人士に求めれば、無力な雜胡もまた司馬の家名にあこがれ、その一族またはそう自稱する者の多少の才能に助けを借ろうとした。

四一四年十二月、河内(河南沁陽縣)の人、司馬順宰なる者、晋王と自稱、魏軍に立ち向かい、翌年、河西の饑胡は胡人白亞栗斯、ついで劉虎を單于に推し、建平と年號を立てたが順宰がこの亂の謀主であった。四一六年九月、叔孫建に平定されたが降卒十餘萬あった。四一七年、天帝の命を受け常州封龍山(また飛龍山。河北獲鹿縣南)で天子と稱した司馬順之(三九三—四一七)の反あり、なお名と場所と年代を列擧すれば、四二八年東莞の司馬朗之・元之・可之の兄弟、四六八年の徐州の司馬休符、四七一年の齊州(山東沂水縣)の司馬小君、四八〇年太山の司馬朗之、四八一—四年の間に、南齊の廣漢郡の司馬龍駒がある。最後の例は飛龍の亂の後繼かも知れない。四九〇年、山東に亂を起した司馬惠御は沙門で自



ら聖王と言った。これらの亂では司馬氏自稱と、雜胡との連合および宗教性の有無が注意される。

最初の例の河西胡とは稽胡・山胡と同じもので漢に降った匈奴の子孫である。言語は異なり中國語の通譯を要したが漢人と雜居した。白氏・劉氏等はその著姓である。漢人司馬順宰はその漢族らしい謀略の才智をもってこれら勇敢な胡族の參謀になり北魏と戦ったのであろう。

さて當面の初代司馬飛龍の宗教的背景は分からないが、彼の後繼として沙門が選ばれた。氐・羌や巴氏李氏の天師道との關係は強調されているがここで一言すべきは楊氏と佛教の關係である。

帛遠（法祖 二五六以前生。三〇五死）は惠帝の代、關中都督の河間王暉（三〇〇—六在任）に尊敬された。皇甫重（二九四—三〇五在任）に代わり秦州刺史になった張輔にも尊信され、「還俗して軍國の顧問になれ」と言われたのを固辭して議論のはて殺された。彼の名聲を慕う隴上の羌胡五千騎は彼を歓迎に來たのに、彼はすでに殺さると聞き憤激して復仇を誓い、このさわぎの中に張輔も怒れる部下、富整に殺された。張輔が彼を利用せんとしたのはチベット族對策のためであらう。漢族が不穩分子であるチベット族を、漢人の高僧（法祖は河内萬氏の出身）をして懷柔させようとしたのであろう。これにつづいて彼の弟の法祚（二五〇—七生。三〇六—一三死）が兄とよく似たいきさつで梁州刺史張光（三〇六—一三在任）に殺され、楊難敵が張光を殺すに至る記事があり、期せずして平行的な因縁譚をなしている。

張光は法祖が反服（還俗）を肯んぜず張輔に殺されたのを以て、また弟の法祚に逼り罷道せしめんとしたが、彼は執志堅貞、死を以て誓となし、ついに光のため害された。のち張光は難敵に圍まれて憤死した。なお群胡は法祖の怨を雪いだので喜び、法祖の屍を分かち各々塔廟を起したという。なお帛法祖が天師道祭酒王浮と道佛の宗教論争をしたことは有名である。このころ巴氏李氏は明らかに道教に傾き、氐羌も多く張魯の教團の感化にあつたわけで、おそらくこの兄弟の沙門は、先輩で敦煌菩薩と稱せられた竺法護（二三七—三二四）の跡をつぎ天師道が優位な教線をのびしたチベット人への佛教開拓傳道に努めたため漢人官吏の誤解に遭つたものであろう。もしそうなら老子化胡説をめぐる道佛二教の争いはこの

場合ではチベット族布教に關して展開されたわけである。

ただし楊難敵が張光を殺したのは後述(二二頁)の理由があり、彼の奉佛を證することはできない。楊氏と佛教の關係は、司馬飛龍の保護者である難當に至り明らかになる。梁傳一一・神異科・宋高昌釋法朗に附す智整傳にいう、

時涼州復有沙門智整。亦貞苦有異行。爲土主楊難當所事。後入寒峽山石穴中不反。

さらに難當の孫楊大眼(一五一七)は宣武帝の初め(五〇〇)孝文帝のために造像した記がある。魏書の彼の傳によると、かにも氏の出身らしく、膽氣あり、長い繩を髻につけ鳥より速く跳び走ったといひ、のち不貞のため彼に殺された妻潘氏は騎射を善くし戰場に出た。しかし造像記だけで見れば大眼の信仰は當時北魏の胡漢の佛教者と一般であるが、難當の場合には神異僧に心ひかれたわけである。

楊氏と佛教・道教との關係は本題をはずれたようだが、ついでに南齊末に飛龍の亂と性格も地域もよく似た趙續伯の亂が起こったことを附記したい。

永元元年(四九九)九月、彼は五城の令を殺し、十月、晉原の人、李難當がこれに應じ州軍を大破。翌年正月、趙と同郷、新城(三臺縣)の人帛養、遂寧郡をおそい、三月、巴西の雍道晞は涪令李膺を攻めた。十月、趙續伯また反し、佛輿に乗り、天より青石の玉印を獲たと稱した。刺史劉季連に討伐され捕われ處刑されたが、「すぐに飛び去らん」と道教の兵解の説を信じた。とにかく蜀の反亂に特殊な宗教性があるのは一般的原因のほかには地域性も考えねばならない。

#### 四

前節で司馬飛龍本人の身許を洗ったわけだが、彼の軍事行動が楊難當にせきたてられ梁益に食を求め流民により支えられたものであることを考え、中世初頭に著るしい流民につき一言する必要がある。

天步艱難、始自吾州。州黨流移、在於荆土。其所遇值、蔑之如遺。頓伏死亡者、略復過半。備嘗荼毒。

これは西晉末（三一—一五）荊州に流移せる蜀の流民に推戴されその反亂を指導した、蜀郡の秀才、もと益州別駕、杜弼（字景文）が自分を荊州の醴陵（湖南、今同名の縣）令に推薦してくれた南平太守應詹に對し、自分の苦衷を述べた有名な書簡の冒頭である。益州刺史羅尚やその腹心の州の綱紀の彈壓政策に反對し、李特のひきいる秦州六郡の流民に同情したため官を棄てた儒家的ヒューマニストである彼が、十餘萬の反軍の巨頭になり討伐軍の陶侃から清議で責められるに至る事情は史を讀む者を感動せしめる。

流民は郷里の土地を失い、他郷に集團をなして避難し、食糧と安全とを求める哀れな存在ではあるが、中には郷里の土族も混つておりうまくゆけば寄寓地で任用され人生の再出發する。一方、その才幹と聲望をもつて流民集團の指導者になつた者は、部下が略奪・暴行するのを默認し、金・銀・絹などの資貨を貯え、必要に應じて地方官たちに贈賄してその集團の存立を講ずる機略を有した。貪欲な地方官は流民集團の財力に目をつけ、收賄だけで満足せず、關稅や直接行動による資貨強奪さえ計つた。

元康六年（二九六）氏帥齊萬年が關中を亂したとき、大量の流民は漢川に入り、さらに劍閣をこえ巴蜀に寄食せんと朝廷に乞ひ許されなかつた。しかし流民慰勞のため中央から派遣された侍御史李苾は流民の貨賂を受け、「十餘萬人もの流民を漢中だけで賑給できない。荊州に下るには舟行危険である。蜀は倉儲あり豊作だ」と上表し、ついに李特らにひきいられた流民は梁益に分散し統制つかなかつた。その後、彼らに歸還命令が出たのを李特が延期方を願つているが、この時も李特は御史の憑該や益州刺史羅尚に贈賄した。羅尚の下の汚職官吏・辛冉・李苾（前侍御史）二太守は、李特が、蜀で自立を計つた前刺史趙廞討伐に功があり賞せられるのを妨害し、流民の出發を督促しつつ、北に通ずる交通路に當る梓潼太守に命じ關所を設け流民の寶貨を沒收せんとした。二太守は「羅侯は貪れども斷なし」と評したが、「羅尚は流民から收賄するだけで強奪する決心はつかぬ」という意味かも知れない。李特を保護者と仰ぐ流民は家族もばらばらになり蜀の地主のため備貨し、秋をすぎれば食糧がない。流民集團は資貨があつても穀物はそう豊かな貯えなく、蜀人の村堡に供

給を仰ぐため人員を分派させていた。進退きわまり起兵し一時成功した李特の亂が、羅尚の對村堡工作により失敗に歸してしまつたのは、流民と土着民との感情的疎遠を利用した漢人地方官の巧みな方略であつたが、行動する流民集團にとつては何萬人もの旅中の食糧まで確保できなかったという事情も存したろう。<sup>(64)</sup>

永嘉元年(三〇七)巴西太守張燕は漢中を抄略する秦州の流民鄧定らの賄賂を受け討伐をやめ、この機をつかんだ成の李雄が漢中を陥れた。新任梁州刺史張光は張燕を斬り、漢中を回復したが、彼もアンタッチャブルではなかつた。建興元年(三二三)王如の餘黨、蜀人李運・王建らが漢中に西上し、これを迎撃した張光の參軍晉邈に賂を贈り無傷で歸順したのを彼は默認した。流民の珍寶の多いのに驚いた參軍はみな奪つてやろうと考へ「彼らは歸農せず兵器を修理している」と説き、彼らを攻め殺した。王建の婿、楊虎は怒つて張光と戰つた。ときに仇池の楊茂搜は雙方から援軍を求められた。これより前に戊搜の子、難敵は養子をして梁州で奴隸賣買をさせた。張光は違法のかどでこの養子を鞭殺したが、難敵は怒つて、「張光は着任の時は氏の食糧で助かつたのにこんな小罪で人の子を死刑にするとは」と言つた。難敵はいま父の命で張光のため來援したが、敵の楊虎の勧めに従い、晉邈がまきあげた流民の珍貨をもっている張光を討つこととし、ついに宿敵を敗死せしめた。<sup>(65)</sup>

流民と土着人、すなわち僑舊の對立・疎隔は一般的である。異種族なら「非我族類、其心必異」ところこつな感情がでる。永嘉三年(三〇九)王彌が河南省を侵すや、潁川・汝南等にいる他郷の流民は居民に禮せられず苦しめられていた怨をほらすべく城邑をやき長吏を殺し、彼に應じた。<sup>(66)</sup>同五年、荊州に流移せる巴蜀の流民數萬家は舊百姓に侵苦された怨恨を、蜀人李驥・杜疇らの反亂に参加することではらした。土着民側の反感は善良な他郷の民まで反亂に迫りやつた。<sup>(67)</sup>

蜀人はその地方が大陸の奥座敷ともいふべき別天地であるため、自立・自閉の氣象があつた。蜀漢の建國は蜀姓にとつて一の刺激となり、自尊心を固めさせたようである。<sup>(68)</sup>

東晉が成漢を滅ぼし蜀地を回復してから、この地に臨んだ刺史は、累代名望ある武門から輩出した。汝南の周氏は訪の

子、撫——楚——瓊、仲孫と三世四十一年、益州や梁・寧など蜀漢の益州を分割して出來た州の長官たり、ついで河南の滎陽の毛氏から穆之——璩が東晉末、鎮守した。蜀兵をして荊州に出征させようとしたことからその反感を招き、譙縱を戴く蜀人の亂となり、璩は弟の瑾や一族と皆殺しになった。劉裕が蜀を回復する軍を出すや、瑾の子、修之は復仇にもえて従軍を願ひ容れられなかったとの話がある。

さて李特の亂のとき、「流人は剛剽にして蜀人は懦弱、客主あい制する能わず」と言われたような兩者が、趙廣の再起のときは僑舊ともに反したのはなぜか。羅尚は庸才とはいへ、叔父羅憲の殘した聲望のせいもあり、僑舊を分割統制できなかったのに、劉道濟はいかなる失政をしたのか、次にこの問題を考えたい。

## 五

劉道濟の失政は彼自身というより、彼が信任した長史費謙・別駕張熙・參軍楊德年らがみな聚斂し利を興したためという。文帝はこれを聞知し、「清省を旨とし殖貨をさしひかえ法をもって下僚を御せよ」と詔し戒めていたが、改善の實があがらなかったという。

劉道濟は荊州都督江夏王義恭（四二九—三三二在任）の區處をうけた戎號（振武將軍・四品）を帯びた刺史であった。つまり單車刺史ではないから兵を領し州官のほかに軍府を有した。判明する州府の要職は左の如くである。

(1) 長史（費謙）府佐の首で、事あれば府主に代わり行府州事の職を行なう。首郡——益州ならば蜀郡——太守を帯びる例だが、費謙は例外的にそうでなかった。

(2) 司馬（任蕃之・兼蜀郡太守。韋處伯・兼南漢中太守）司馬は平時では長史に次ぐ要職だが戰時においてはむしろこの方が重い。實にこの亂平らぎ任蕃之は軍事に任じなかったが功により正員郎になった。

(3) 參軍（梁儁之・楊德年・程展會）參軍には諮議・錄事・記室・功曹・戸曹等種類多いがこの三人がどれかは分から

ない。しかし道濟死後、梁は後事をあずかったから筆頭の地位にいたのだらう。

(4) 中兵參軍(裴方明・任浪之) 兵務・軍器を總べ、征伐にも従う。この亂で裴方明の功は最も大で、亂後、虎賁中郎將(五品)に拔用された。(以上が府佐)

(5) 別駕從事(張熙) 刺史と乗物を別にし、任は刺史の半に居り、主吏・選舉など庶務を總べる。

(6) 治中從事(李抗之) 別駕に次ぐ。衆曹の文書を主る。(以上州官)

ほかに益州もしくは梁州の領する郡縣の守令で名が載っているのが若干あるが重要でないから省く。

それよりも道濟の腹心と考えられる費謙らがどんな惡政をしたのかと言うとその聚斂・興利の具體例として、

(a) 商人の取締りの嚴しさ。遠方商人多至蜀土。資貨或直數萬者。謙等限布絲綿各不得過五十斤、馬無善惡限蜀錢二萬。

(b) 私鑄禁止と鐵器專賣。府又立治。一斷私民鼓鑄。而貴賣鐵器。

の二項があげられ、直接の動機として、

(c) 道濟が五城の人、帛氏奴・梁顯をもつて參軍・督護トクゴにそれぞれ任用しようとしたのを、費謙が固執して與えなかつたこと。

が擧げられる。このため、商旅呼嗟し、百姓みな亂をなさんと欲した。

まず遠商のもたらす馬の價格を一律に蜀錢二萬に公定した事について考えよう。巴蜀と漢中をへて涼州やまた南方の交・廣二州と古くから通商路が開いたことは言うまでもない。商人がもたらした馬とはおそらく吐谷渾や仇池すなわち氐・羌の住地の産であろう。元嘉の治世に當り、吐谷渾には慕瑣(四二二—三三五)・慕利延(四三六—五一)つぎ立ち、中國との

商業・政治關係は次の拾遺(四五二―四八〇)時代の盛況の準備期間だったと思われる。蜀馬は犛牛とともに吐谷渾の産であり、蜀馬と言つても、この場合蜀で見られる馬と同種の秦西の馬を意味する。

梁末に十七年にわたり巴蜀にほとんど自立した武陵王蕭紀が開發に努め、南は寧州、西は吐谷渾に通じ、「外は商賈遠方の利を通じ、財用を殖やし、馬八千匹を有し、上足の馬は内廐に置いた」という。蜀地の産物には米・絹・鹽・鐵があつたが、馬は輸入が主だったらしい。

鄱陽王恢が益州刺史の時(五一四―一七)成都と新城間の五百里の驛傳に從來百姓の私馬を訂したのを、官で千匹の馬を買上げたうえ、各人に交付し必要な時、徵發したという。百姓も馬を有する者が多かつたが、やはり刺史・太守など官僚が軍用目的で善馬を集めることが普通であつた。

さて二萬錢という馬の價格であるが、参考にすべきは蕭惠開が益州刺史をやめ資財二十萬を散施しながら建康に還る直前のこととして(四六八)彼の錄事參軍到希微が蜀人に負債百萬あり、未返濟のため出發できなかつたが、彼は馬六十匹を與え償わせたという。一匹一萬六千餘錢になるから、二萬錢は安いとは言えない。しかし蜀錢というのは何か。

宋の洪遵「泉志」によると後漢の建安一九年(二一四)、成都に入城した劉備が劉巴の議により、直百錢(舊譜云徑七分重四銖)と傳形五銖錢(漢の五銖と同形質)とをいた。梁の顧烜によると、今(梁代)蜀錢という所は後者であり、京師・三吳で用いられている。また直百錢も三吳の外、張台に據ると、巴蜀より襄漢までの昭烈の舊地に甚だ多いという。洪遵も、明らかに劉備のいたものだが、すべて四種あり、中には粗惡で文字が不明になったものもあると言ふ。

清朝嘉慶の人、倪模の古今錢略六には後蜀錢として李壽が三三八年にいて年號に因み漢興錢とよんだもの、顧烜らが前漢の莢錢と誤つたものを拓本により成漢の錢としてかかげている。しかし梁代に蜀漢の銅錢がその故土で用いられたという梁人の證言は、南朝で錢少く古錢を通用したという状態から見て信頼される。ところであたかも元嘉七年(四三〇)には文帝は錢署を立て四銖錢をいており、「輪郭形製、與五銖同。用費損無利。故百姓不盜鑄。」(宋書七五・顏竣傳)とあ

り、これは良質の錢らしい。しかるに同六六・何尚之傳に「先是患貨重、鑄四銖錢。民間頗盜鑄、多剪鑿古錢以取銅」とあり矛盾するが岡崎博士は前者は孝建元年（四五四）以前、後者は元嘉二十四年（四四七）以前を指すので共に事實であると論ぜられた。<sup>89)</sup> 泉志二の張台の言によると、徑七分重二銖以下といい、洪遵の獲たものは重さ二銖四黍である。かつ舊譜には「文に四銖といい重さその文の如し」とある。これで見ると元嘉四銖錢にも良悪さまざまあったこと、孝建四銖錢の場合と同じらしい。

さて費謙が馬の代價に支拂った蜀錢は發行後まもない良質の元嘉錢よりは劣ったものであるのか。また蜀漢の大錢をその名目價値で強制的に受け取らせたのだろうか。前掲の四四七年の何尚之の奏に、

又錢之形或大小多品。直云大錢則未知其格。若止於四銖五銖則文皆古篆。既非下走（僕使）所識。加或漫滅、尤難分明。公私交亂、爭訟必起。

と言ひ、江夏王義恭が大錢當兩をいんとしたのに反對している。前述した蜀錢も流通していたのは悪貨が多かったのであろう。

梁初では梁・益二州は京師・三吳の先進地域同様、錢を用いたと言われ、元嘉二五（四四八）年以前では漢川はことごとく絹を貨としたが刺史劉秀之が錢を用いさせ百姓これを便としたという。<sup>90)</sup> ところが益州では道濟は軍府に治を立て錢をいて、人民の私鑄を禁止したのが失政の一に數えられている。益州の物資集散の盛大は錢貨の必要を促がし、道濟もおそらく元嘉四銖に刺激され自州の通貨を發行しようとしたものか。蜀で錢をいたので有名なのは南齊の永明八年（四九〇）前漢の鄧通の聞いた嚴道の銅山だという南廣郡（瑛縣西南）蒙山下の銅をとり、一千萬錢をいたが費多くしてやめたところ。<sup>91)</sup> しかし劉道濟はこの事件の半世紀前に蜀の軍府で鼓鑄を行なったことになる。はじめ宋武帝の時、議者は民間の銅器等の私銅を買い上げ五銖錢をいようとしたことあり、道濟がこれにならなるとすれば民有の銅鑛や古錢を禁止したと思われる。



つまり蜀錢二萬は民間で歓迎されない錢貨であり、かつ吐谷渾から輸送したような名馬も蜀近在の駄馬とひとしく公定價格をつけられたとすれば、遠商や馬の所有主の怒りを買ったわけである。

## 六

つぎに布・綿・絲の取引高を各五十斤に制限したことである。四六〇年ごろの史料に絲一兩三四百錢という<sup>(6)</sup>。五十斤(斤は十六兩)なら二四——三二萬錢になる。絲の價格を示す史料がなく、布を斤で量るのも不審で匹の脱したのかと思う。この布を絹布ととって、匹二三千文で數えても一〇——一五萬錢になり、資貨數百萬という資本を持つてくる遠商が蜀地で取引しうる額は三者合しても百萬錢よりはるか以内と概算しうる。

益州政府は強權をもって、遠商の善馬を、實質價值低い錢貨で官府に、買上げようとし、一方遠商が蜀の富裕な農家から買おうとする衣料品の取引高を制限した。商人と賣手である百姓雙方の自由な取引に干渉して、臨時の折課にかこつけて徴集したり、賄路をとって限外の取引を黙認したのではなからうか。言いかえれば商力を有効に利用する方策を知らなかったと言える。また鐵器を專賣で高く賣りつけたのは農民や商工者一般を苦しめた。

流民が蜀に入ってくる道も遠方商人が通行する道もいづれ金牛・米倉または陰平道で道伴れになったであろうし、資貨を有する流民は動産資本を有する商人とも言える。彼らをどう迎えるか分らない蜀の官吏や世間に對し彼らは同類あいよる親近感を抱いたであろう。しかも遠方の商人に高く生産物を買ってもらえる機會を制限されるなら蜀の富民も州政府に反感を持つに至る。總じて州政府のとする經濟統制は南朝版圖で經濟的に成長しつつある益州住民にとって迷惑であった。ただ亂が起るや道濟があわてて成都近傍の商賈を招集して味方に引き入れたのは雄厚な資本を有する遠方商人に對する土着商人の反感を利用したのであろう。かかる他力主義は自尊・自閉、「蜀犬日に吠ゆ」底の州の上綱費謙らの考えと見ればよい。

しかし反亂の直接のきっかけは五城の人、帛氏奴・梁顥を刺史が參軍に任用するというのに費謙が反對したということである。帛氏は漢人としては極めて珍らしいが、胡姓と見る理由もない。しかし蜀姓と呼ぶべき名なかつたことは考えられる。それが蜀の大姓の地方的貴族主義に妥協する州府の立場から相手にされなかつた。

絶望と憤激により彼らは盜賊的行爲をなし、九年七月、五城令に着任した羅習が道濟の腹心というので恐れ、一般の物情も亂を欲しているのを察し、牛を殺して盟い、要誓を結び共にあい禁檢す——結社の規約を立てた。首謀になつたのは趙廣である。彼は帛氏奴とともに、郷人をおどしすかし、「官の殺牛の禁を無視した以上、お尋ね者になるのは必定」ゆえ、共に大事を立てば功名立つべく、然らずば立ちに滅び久しからず」と衆を激勵した。殺牛盟誓という方式は民間信仰であるが、ここに司馬殿下の威光をかつぐ必要がおこり、ついに無名の沙門が「陽りて鳳輦の巡をなす」ことになつたわけである。

この亂は中央軍の來援により終結に近づいた。そして賊黨の中に分裂も生じた。程道養は全くかたがれた傀儡のようだが最後は自分の直系軍をもって戦つた。それにしても朝廷の處分はわりに輕かつた。首謀者趙廣とこれに後から加わつた大帥張尋も監視のため京師に送られるに止まり、そこでまた陰謀をするゆとりさえあつた。そして州政の實權を振つた費謙は後任刺史のため處刑された。悪代官目あての百姓一揆の成功したような感がする。

亂後十年近くしてなお益州は張尋・趙廣の兵寇の餘で政荒れ民擾いだ。元嘉二三(四四六)年益州都督刺史になつた陸徽は、隱邨、方あり、威惠兼ね著われ、寇盜靜息し、民物殷阜になり、蜀土安んじ説び、今に至りてこれを稱すという。

梁益二州は土境豊富で前後の刺史は聚蓄を營まざるなく、多き者は萬金を致した。携える所の資像はならびに京邑の貧士で、出でて郡縣を爲め、皆、苟得をもつて自資した。しかし、元嘉三十(四五三)年梁州から益州に轉じた劉秀之はここでも清潔な政治を行なつたという。

その後、よりが戻つたのか、前述した蕭惠開や鄧元起のような豪奢な生活をした長官をせおうほど蜀は南朝の寶庫であ

った。宋廷の取ったこの反亂対策にはそうした事情への配慮がうかがわれる。結局、劉道濟のやった商業統制は地方からも中央からも歓迎されないものであり、この反亂は東晉初の流民の反亂とは性格がちがったもので、それ以後、南朝國家において商業の占める地位は漸増したと思われる。

## 註

- (1) 宮川 六朝史研究政治社會篇の第一章第三節において、流民の社會史的意義、とくに四川の流民の起事について述べた。また武仙卿 西晉末の流民暴動(食貨半月刊一九三五)、唐長孺 晉末各族「變亂」的經過(魏晉南北朝史論叢一四二頁)を見よ。
- (2) 中國史上上の反亂、農民暴動、宗教的祕密結社などの觀念形態に Vincent Y. C. Shih (施文忠) Some Chinese Rebel Ideologies (TP Vol. 44, 1956, p.150—226). は西洋との接觸以前に階級間の變動をきたした革命といふべきものがなかったと述べ、村松祐次 Some Themes in Chinese Rebel Ideologies (Arthur F. Wright, ed. Confucian Persuasion 1960, p.241—67). は非儒教(巫・道・佛)的信仰・儒教の天命觀・中華思想・均産を挙げ、儒教も異端も世界の精神的支配者と特別な資格ある人間の仲保者の靈驗の信仰を共通にしたといひ、階級と思想との複雑な組合わせを指摘する。
- (3) 嚴耕望 中國地方行政制度史上編三。第一章(以下「嚴氏上」三と略記)。
- (4) 晉書一〇〇・譙縱傳。營戸については註(10)を見よ。
- (5) 宋書・南史ともに道養袍罕人也。廣改名爲龍興。號曰蜀王……とあり、趙廣が程道養の名を龍興と改めたのである。なお道養の弟、道助は司馬龍伸と稱したことが後文で分かる。なお宋書に僞衛將軍司馬飛燕の名あり、程氏の族かどうか分からない。さて程道養はもともと司馬飛龍の身代わりのはずで改名せぬのがよいように見える。なお張尋は重要人物なのに僞官號が記されていない。なお同黨大帥張寧を秦州刺史としたと宋書に記すが、寧は尋の誤りかも知れない。
- (6) この數え方は 姚薇元 北朝胡姓考(五八年・北京)三四五頁による。そこに系圖をのせている。
- (7) この陰平は益州に屬する南陰平僑郡(葭陽—德陽縣西北に治する)を指す。南陰平・綿竹二縣を領す。戸一二四〇(宋書三八・州郡志)と記される。梁・益二州にそれぞれ南北陰平僑郡があった。(宋紀四・胡三省註)
- (8) 涪陵郡は蜀漢置く。今の彭水縣に治し西晉の時、枳縣に移る。東晉末、毛德祖・文處茂(晉書八一・毛瓌傳)太守たり、宋初廢したが、文帝の時復活したものか。州郡志には見えないが、徐文范 東晉南北朝輿地表(補編五)は恐らく本記事により加えている。獠・蠻の民多く、黔州・涪陽蠻すなわち武陵五溪蠻(槃瓠種)の同類の住地。また廩君の種たる巴蠻(巴夷・賈人・巴氏)とも隣りする。五斗米道信仰は彼らの間に普及していた。唐

長孺 范長生與巴氏據蜀的關係（歴史研究五四—四、一一五頁以下。また魏晉南北朝史論叢續編）に詳しい。さて遂寧郡は涪江に沿う今の遂寧縣東北。郡治は廣漢縣（廣漢郡とは別である。廣漢郡には同名の縣はない）。江陽は成都西南の彭山縣に治した僑郡と思われるが、この方面に戦線がのびたのは本文に述べる晉原郡（今の崇慶縣に治す）に始まる。東江陽賈郡（漢安に治す）の誤りとすれば、この三郡は涪江・長江ぞいに賊軍に席卷されたことになる。

(9) 陽泉寺。建康實錄 湯泉に作るは非。廣漢郡の陽泉縣（德陽縣西）の名に因んだものか。梁傳には見えない。

(10) 營とは晉代七軍・五校以下の部隊を指しそれに屬する兵士を家族とも營戶（兵戶・軍戶）とよぶ。北朝の營戶については、濱口重國博士 北朝の史料に見えた雜戶・雜營戶・營戶について（山梨大學文學部研究報告八）谷川道雄 慕容燕の權力構造（名古屋大學文學部研究報告二九）あり、後者はとくに州郡戶と營戶との相關性を強調する。吳兵が遠く益州にいたのは晉末義熙中益州刺史沈叔任の件つたものか（晉書八九・沈勁傳）、または江南土着人を信用しない朝廷が移駐させたものか。宋書州郡志によると、宋興郡は建平營を免じて立て、四九六戶・一九四三人。宋寧郡は吳營を免じ僑立し、一〇三六戶・八三四二人である。道濟傳では九年に二郡が出来たようだが州郡志は十年のことと明記し、本紀にも十年七月。曲赦益・梁・秦三州。於益州立宋寧・宋興二郡。とある。おそらく道濟は亂が起るや營戶を解放すると約束で吳兵三十六營を亂徒からの誘惑から守り、守城に動員したのである。なお十一年五月にも梁・南秦二州に曲赦している。

二郡ともに成都の北方に寄治した。なお宋代には、雍州建昌郡は孝建元年（四五四）刺史朱修之が軍戶を免じ襄陽に寄治したものの、廣州の宋康郡は本高涼西營で元嘉九年に立てたという例が州郡志に見える。

(11) 奴僮を發し兵とする例は、錢嶷吉 補晉兵志（補編三）を見よ。商賈や營戶中の壯丁とともに四千の兵力にしたものか。はじめ討伐に向かった參軍程展會・治中李抗之はわずか五百の兵力で數千の賊のため廣漢郡で敗れた。裴方明・任浪之の兩中兵參軍は各千餘をひきい戦った。方明はのち二千、三千をひきい官軍の主力であった。しかし州軍は數的に劣勢だったことが分かる。

(12) 賊黨の江陽の人、楊孟子を梁參軍が説得し勸降し、ついに彼は入城して刺史に會い州主簿を板授された。（これは自辟できる。）趙廣これを覺り、楊は晉原太守文仲興に走り自ら固めたが、賊將帛氏奴のため二人共に戦死。

(13) 宋書五一・臨川武烈王道規傳附。武帝の弟の子。（四〇三—四四四）。また南史一三。世說新語の撰者。荊州刺史は荊・湘（四三一年廢）・寧・雍・梁・益・南秦・北秦の八州（七州）諸軍事を都督するのを常とした。

(14) 廣漢縣の名は寧蜀郡の領縣にもありこれは成都に近い。しかもこの場合はやはり遂寧である。長江に沿い西下した臺軍が、小廣漢、のちに小漢とよばれた、賊軍の最後の據點鄭山に近いこの地から成都を包圍する賊營までの全線に總攻撃をかけたのである。

(15) 宋書七八・南史一八。惠開の父。なおこの梁州刺史交代のすきをねらい、北魏から南秦王に封せられた楊難當は白馬（成都縣

東南・成縣南) 葭萌(昭化縣東南)の二關から攻め法護を追いだし漢中を占領。十一年、なほ襄陽にいた蕭思話は蕭承之を先鋒とし、成都から北上する裴方明とともに漢中を平定した。難當は宋に奉表謝罪するだけで済んだ。難當にとつては司馬飛龍を蜀に送りこんだ失敗を取り返すつもりであつたのだろう。宋書九八・兵胡傳を見よ。

(10) 南史七〇・循吏傳。しかしここでは彼は永初中、江陵令となつたことのみをのべる。宋書七八・蕭思話傳によれば中山無極の人で南郡に僑居する。

(11) この二郡はもと梁州に屬した。なお梁州の巴西・梓潼・宕渠・南漢中、秦州の懷寧・安固の六郡は元嘉十六年(四三九)に益州に轉屬した。成都に近接する廣漢郡もはじめ梁州に屬した。

(12) 宋書五・文帝本紀には九年九月の條に、妖賊趙廣寇益州、陷沒郡縣、州府討平之。とあり、その後の成都攻防戰の記事なく、十二年に張尋のことを述べる。これだけでは別別の反亂のようにさえ見える。(5)に示唆したように同黨大帥張寧(＝尋)の同黨といふのは用法不明だが、最初の首腦でなく後に合同したものか。趙廣が同黨の袁玄之をして晉原を攻めさせたこと下文にあり、「同黨」の將は趙廣の區處にも入つた。張尋は涪城におり十年二月に二萬の兵を有した。また趙廣・張尋・梁頌の三賊首は部曲をひきい十四年に降服した。

(13) 國山縣は太湖の西で、吳の孫皓の時の祭りで有名な「禪國山碑」のある國山がある。もと陽羨縣の地。符瑞に滿ち司馬氏が縣令とあれば妖賊の謀反氣がかきたてられたらう。

(14) 楊氏のため立傳するのは宋書九八・兵胡傳のほか、南齊書五

九・兵楊氏、梁書五四・武興國、北周書四九・兵、南史七九・武興國、北史九六・兵。以下、楊氏の記述について正史の名のみを記すのはこれらの巻を指す。

(15) 北朝胡姓考。三三九頁以下。氏族は羌族に比し漢化の程度高く、晉書一一四・苻堅載記によると、姚萇から傳國璽を譲れと言われた堅が「小羌」「五胡次序無汝羌名」とのしつた。堅の死後、苻丕・登らが復仇心にもえ姚興らと戰つたことは載記に著るしい。

(16) 太平寰宇記一五・隴右道成州の條。成都の上祿・天水の西縣を割く。

(17) 魏書三七・司馬叔璠傳。また北史二九・司馬楚之傳附。河間王曇之(三八四死)の子。桓玄の亂の際(四〇五—一〇)南燕の慕容超に投じ、南燕はろび後秦に、ついで夏をへて北魏に亡命し(四二七)子孫は北朝に仕えた。四〇六—一四の間、淮上に侵攻をくりかえした。

(18) 晉書三七・譙剛王遜傳附。父の敬王恬(一三九〇)は桓温の對抗勢力として簡文・孝武の朝に重望あり、その子に尚之・恢之・允之・休之あり。休之は兄の尚之が桓玄と戰い敗死した(四〇二)のち北府の舊將劉敬宣・高雅之らと洛陽に走り、姚興の後援で募兵し彭城に還り屯した。劉裕がしきりに功臣・宗室を除くのを見て、南燕慕容徳に投じたが、彼の名聲を知る後秦や北魏からも誘いかげがあった。南燕でも青州の大姓や鮮卑の豪帥と結び兵變をくわだて、失敗して淮泗の間に走り、桓玄失脚後、東晉にもどり荊州刺史になつたが、劉裕に忌まれ危うくなつたので姚興に走つたが、後秦が劉裕に滅ばされると北魏に逃れ死んだ(四一七)。

(25) 宋書七八・蕭思話傳。

(26) 宋書氏胡傳。

(27) 宋書によれば楊氏は略陽(甘肅)清水氏と記される。(今の略陽は陝西漢中道にあるがこれは趙宋に始まる)。清水は渭水の北、今の清水縣西にある。五胡時代に活躍した苻氏・呂氏も略陽氏といわれる。彼らはともに漢代武都郡(前一一一立)に原住した白馬氏の子孫である。郡治の武都縣は成縣西八十里(今の武都即ち階州より山をこえた北)にあり、後漢では東寄りの下辨に治した。後漢書一一七・西羌傳にその中心は河池一名仇池というが河池縣は今の徽縣の西に當る。白馬氏は白馬關の名から出たと思うが、氏族は西北は酒泉(肅州)から汧(陝西西部の水名)・隴(終南山脈北に連なる甘肅東部の隴坻)にかけ散在し、王を稱する族長のもとに多くの部落に分かれた。

仇池の地形につき後漢書八六・西南夷傳白馬氏の傳に方百頃四面斗絕とあり、李注および太平寰宇記一五〇に引く、漢代の人、辛氏の三秦記や水經注二〇・漾水注等を参照できる。翟堆・仇維・仇夷ともいわれる仇池は山名で、山上に池あり、この池を天地大澤ともいう。水經注には「上に平田百頃あり、土を煮て鹽と成す」という。周回九千四十歩というから、山上の土地の周圍はかなり曲りくねっていた。「自然の樓櫓、却敵分置調均す」というごとくである。(もしこの歩數で圓形であると假定すれば面積は三倍位になる)。東西の絕壁の下を三十六回まわる七里の盤道を上つてゆく。岡阜・泉源ある山上に數萬家あり、楊氏の宮室・困倉など板屋がある。麻田・名馬・羊・漆・蜜・鹽を産する。まことに軍事・經濟の要地である。後漢末に楊騰・その子の駒あり、

その後、千萬という者曹魏の百頃氏王に拜し、千萬の子孫に飛龍ありという。しかし年代を考えると飛龍は千萬之孫であらう。戊搜は北史は茂搜、南齊書は茂搜(本字は旁に火又を重ねて書く)に作る。北朝胡姓考、歷代各族傳記會編二編下冊(中央民族學院刊)を参照。史料として外に魏志三〇引・魏略西戎傳は社會・風俗を述べてあり重要である。

(28) 魏書三七・司馬楚之傳。楚之(三九〇—四六四)はその近親が劉裕のため殺されたので、十七歳のとき沙門に變裝し、江を渡り歷陽(安徽和縣)から義陽(河南信陽縣)・竟陵(湖北鍾祥縣)蠻中に入った。ときに司馬休之は荊州に鎮し、恐らく彼も蠻中から休之と機脈を通じ劉裕に對抗したのか。休之敗れて彼もまた汝・穎の間に逃れた(四一五)。彼は節を折り士を待ち司馬順明・道恭らと所在に黨を集めた。この二人の承譜は分明でない。また北魏の明元帝が宋の文帝を討つや、青州にいた司馬愛之・秀之らとともに彼も魏に投じ、彼に従う民戸は豫州の四郡に安置された。のちに彼は休之の子、文思や司馬天助(元順の子)というが魏書には自云とただし書する)と宋將裴方明を破り仇池を占領した(四四三)。

(29) 魏書三・太宗紀。同二九・叔孫建傳。

(30) 同・太宗紀、泰常二年。

(31) 同右、泰常七年。

(32) 同六・顯祖紀、皇興二年。同五〇・尉元傳。

(33) 同七上・高祖紀、延興元年。同六一・道武七王・河南王暉傳附 元平原傳。

(34) 同七上・高祖紀、太和四年。尉元傳。

- (35) 南齊書二六・陳顯達傳。  
 (36) 魏書七下・高祖紀、太和十四年。塚本善隆博士 北魏の佛教  
 匪（支那佛教史研究二六〇頁）。  
 (37) 北朝胡姓考・外篇三・匈奴諸姓。特に二九四頁。  
 (38) 向達 南詔史略論（歴史研究、五四二年二號。また唐代長安與  
 西域文明所收）に氏羌の歴史をのべ、南詔は羌に屬し、羌は氏に  
 含まれるほど密切な關係あり南詔の天師道信仰は氏羌に由來する  
 と説く。しかし著者が張道陵は氏羌の宗教信仰を彼が經歷した隆  
 山郡の鶴鳴山において學んだというのは言い過ぎであろう。それ  
 なら天師道はチベット族の民族宗教になってしまいが、しかしこ  
 れも道教即ち中國の民族（的）宗教という論者にとっては他山の  
 石にならう。  
 (39) 梁慧皎、高僧傳一・晉長安帛遠傳附 法祚。  
 (40) 同右晉長安曇摩羅刹（漢譯法護）傳。  
 (41) 魏書七三・北史三七・楊大眼傳。彼の造像記は金石萃編二八  
 にあり。  
 (42) 梁書二〇・劉季連傳。また南史一三・營浦侯烈王道規傳附季  
 連傳。南史には趙がその鄉人李弘を奉じ聖王としたといひ、玉印  
 をうけたのは李弘（老子の別名といひ道教での聖名である）とな  
 っており、趙廣と程道養との關係に相似する。  
 (43) 隋書二九・地理志・梁州の條の張魯の遺風ありという記述は  
 示唆的である。  
 (44) 晉書一〇〇・杜弢傳。  
 (45) 同六六・劉弘傳。時流人在荊州十餘萬戶。羈旅貧乏、多爲盜  
 賊。弘乃給其田種糧食、擢其賢才、隨資叙用、時總章大樂伶人、

- 避亂多至荊州。……乃下郡縣使安慰之。須朝廷旋返、送還本業。  
 また杜景文の賊中に金寶目に溢れるばかり多いのに、征伐した應  
 詹が目もくれず、ただ圖書のみ取ったというのは（晉書七〇）流民  
 中のインテリ存在を知る。  
 (46) 齊萬年が後漢初の齊鍾留（後漢書二六・南蠻傳）と同系とす  
 れば武都出身であるが楊氏は彼にくみしなかった。宋書氏胡傳。  
 晉書四・惠帝紀。同二八・周處傳。同六〇・孟觀傳。李特につい  
 ては同一二〇・後蜀載記。華陽國志八。  
 (47) 晉書一二〇・李特載記。また註(1)を見よ。  
 (48) 晉書五七・張光傳。華陽國志八。  
 (49) 同五六・江統傳。徒戎論の語。また李特載記。益州長史杜淑  
 ・司馬張榮が刺史趙廠に言った。  
 (50) 同一〇〇・王彌傳。  
 (51) 同右・杜弢傳。  
 (52) 蜀志一五・楊戲の季漢輔臣贊（蜀志二・先主。華陽國志六  
 は節略）によると、巴西の人、程畿は先主の東征に従軍、敗走し  
 たとき「吾軍に在るや未だ敵の爲に走るを習わず、いわんや天子  
 に従いて危うきを見るをや」と壯語し戦死した。蜀志一四・姜維  
 傳によると、後主の命で復員する兵士らは怒つて刀を抜き石を研  
 ったというが胡三省の通鑑に注するごとくその士氣を察せしめ  
 る。蜀亡びてのちも軍士王富が諸葛都護（戦死し殉國した瞻一亮  
 の子一のこと）と稱し亂をなしたことが華陽國志八・大同志に  
 見える。  
 (53) 晉書五八・周訪傳。仲孫は撫の弟、光の子。  
 (54) 同八一・毛寶傳。

(55) 同一二〇・李特載記。永康元年(三〇〇)益州刺史になった前成都内史耿滕の言。

(56) 同五七・羅憲傳。憲は蜀漢の代に生まれ西晉に仕えた。

(57) 宋書劉道濟傳。

(58) 嚴氏上三・六一頁、一二頁以下。宋書六一・江夏王義恭傳。

(59) 嚴氏上三・一八四頁以下。實例をあげる。以下の記述、官制については嚴氏參照。事實は宋書道濟傳による。

(60) 趙廣・張尋・程道養の軍に攻められ郡を棄てた太守に巴西・梓潼、南漢中、涪陵、江陽・遂寧・晉原(戰死)がある。この中、巴西・梓潼は宕渠とともに梁州に屬するが、漢中とは遠く、劍閣以南にあり蜀と成敗を一にするので、軍事上益州刺史の監督下におかれた。(晉書殷仲堪傳。嚴氏上三・四四頁)。宋代ではこの外に南漢中、秦州の懷寧・安固、合せて六郡が益州都督區に入つた。元嘉十六年(四三九)六郡は正式に益州に編入された。なお蜀郡の北方廣漢郡は梁州領である。宋書三八・州郡志・益州は大明八年(四六四)に正しているからこれら諸郡は益州二十七郡の中に列している。武帝のときは十三、文帝の時は實郡十四・僑郡十一であった。(徐文范 東晉南北朝輿地表補編五・七三頁以下)。

(61) 蜀中の費氏は犍爲南安(夾江縣西北)の大姓。華陽國志四および蜀志一一・費詩傳注、孫盛「蜀世譜」を見よ。後者にいう、「詩子立。晉散野常侍。自後益州諸費有有位者多是詩之後也」と。しかし南朝の軍府の將佐は府主に従い進退するので本籍人ではない場合が多い。漢代地方長官は本籍人を用いず、屬吏は必ず本

籍人を用いるという制度は六朝では地方豪族の有利なように變更された。ゆえに費謙については斷定を控える。(嚴氏上三・三八二頁以下)。

(62) 督護は府佐であるが外遣の任ではじめは臨時の職であった。嚴氏上三・二〇八頁以下。

(63) 松田壽男 吐谷渾遣使考(史學雜誌四八の一・一二。昭一二)。特に一二の六六頁以下。「秦西冀北實に驢多し」とは南齊書四七・王融傳にあり。永明十一年(四九三)主客郎として魏使宋弁と應酬した言にある。

(64) 南史五三・武陵王紀傳末に見える。傳中には「紀在蜀開建寧越嶲貢獻方物十倍前人」とある。彼は大同三年(五三七)都督益州刺史。五五一年自立。天正と改元。五五三年死。

(65) 梁書二二・鄱陽王恢傳。

(66) 通鑑宋紀六。元嘉二十年の條。先に仇池を平らげた劉道眞・裴方明が金寶・善馬を減匿(數をへらして報告、私物化した)したかどで下獄して死んだ。

(67) 宋書八七・蕭惠開傳。

(68) 學津討原七集。顧烜は梁の人。隋志にその錢譜を著録す。陳書三〇に傳のある顧野王(五一九—五八一)の父で信威臨賀王記室兼本郡五官掾。以儒術知名。という。吳郡吳の人。侯景の亂の際に死んだ。

(69) 岡崎文夫 南朝の錢貨問題(南北朝における社會經濟制度一 二〇—四一頁。昭十)。博士の説によると元嘉七年—二十四年(この年大錢が鑄造された)は盜鑄多く、それ以後孝建までになくなった。呂思勉 兩晉南北朝史下一一〇四頁によると、何尚之は「民



間やや(頗る)盜鑄」と言うから甚しくはなかったと解する。頗るの字、岡崎博士は脱する。孝建以後、錢薄小になり盜鑄がふえた。

汪士鐸 南北史補志未刊稿・食貨志(補編五・6911)はこの矛盾する二史料を割裂しているが、史料の配列の仕方から見ると、元嘉七年、初回の四銖錢以後、二十四年の大錢鑄造の前に、貨少いため(新たに質の悪い)四銖錢を造ったと解したのかも知れない。その下文で顔竣傳を引き、孝建以後に昔なかった盜鑄がはげしく錢質悪化し商貨行われなくなったという。泉志に元嘉四銖錢にも重さの違うのがあるというのに相應する。

(70) 隋書二四・食貨志。通典九・食貨典九・錢幣下。

(71) 宋書八一・劉秀之傳。

(72) 南齊書・三七・劉俊傳。これは建元四年(四八二)孔頭が鑄錢均質の議を上り漢五銖錢を模範として錢を造れと言ったのが事情でのびのびになったものである。

(73) 宋書六〇・范泰傳。

(74) 同八二・沈懷文傳。なお民間では絹匹二千で買うという。

(75) 前條の沈懷文傳に、民間、絹を買うに匹ごと二千とあり、晉書石勒載記に、中絹匹千二百、下絹八百で官絹を出賣し、百姓の私買の價格はそれぞれ四千、二千であったという。しかし南齊

書二六・王敬則傳にのせる寬陵王子良の言によると、宋初四千文で元嘉になり一束(十四匹。匹はふつう幅廣二尺四寸、長四十尺)六千、以後匹三百と下る一方というのがこれは良質の古錢について述べる場合である。川勝義雄 侯景の亂と南朝の貨幣經濟(東方

學報三二・京都・昭三七) 呂思勉 兩晉南北朝史下冊 第十九章、物價工貨貨産(一〇二四頁以下)。

(76) 向達 南詔史略論(88)の著書一六一頁)。

(77) 建康實錄に白に作る。龜茲國の王姓の場合も白・帛通用する。北朝胡姓考三七一頁(西域諸姓)。漢人では後漢書列傳二・李憲傳に彼を斬り漢に降った軍士、舒(安徽)の人、帛意が漁浦侯となるとあり、李注に帛氏は宋の帛産の後という。神仙傳七に帛和字仲理あり、遼東の人という。

(78) 宋・南齊・北魏に食牛・殺牛の禁があったことは程樹德 九朝律考 三二七・三八五頁を見よ。漢以後のこの禁をおかし宗教的儀禮をすることについては宮川 項羽神の研究(六朝史研究宗教篇)を見よ。

(79) 宋書九二・良吏・陸徽傳。

(80) 同 八一・劉秀之傳。

(81) 梁書一〇・南史五五に傳あり。